

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第41回）議事録

1 日時 平成29年11月15日(水) 14時00分～14時50分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、岡田 羊祐、
熊谷 亮丸、知野 恵子、森川 博之（以上7名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

古市 裕久（電気通信事業部長）、竹村 晃一（事業政策課長）、
安東 高德（事業政策課調査官）、
坂入 倫之（ブロードバンド整備推進室長）、
藤野 克（料金サービス課長）、大塚 康裕（料金サービス課企画官）

(3) 事務局

永利 正統（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 答申事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正について

【平成29年9月27日付け諮問第1225号】

(2) 諮問事項

「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」について

【平成29年11月15日付け諮問第1226号】

開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから、第41回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますけれども、委員が8名おりますが、7名がご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

答申事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正について

○山内部会長　早速でございますが、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題ですけれども、答申事項が1件、諮問事項が1件となっております。

それでは、まず、諮問第1225号「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正について、審議いたします。

事務局より、検討結果についてご説明をお願いいたします。

○坂入ブロードバンド整備推進室長　それでは、資料41-1-1に基づいてご説明をさせていただきます。

お開きいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。パブリックコメントを実施いたしましたところ、提出意見は1件ございまして、本改正に賛成であるというものでありました。このため、9月27日に当部会にお諮りしたとおり、ガイドラインを改正することは適当であると考えております。

ガイドライン改正案の概要について、改めてご説明をさせていただきます。2ページにお進みいただきたいと思います。

改正点は2点ございまして、1点目でございますが、設備保有者及び事業者の責任に関する事項についてでございます。借り手側からの意見としまして、設備保有者、認定事業者間の協定において、借り手が貸し手起因の損害を受けた場合に、貸し手に故意・重過失がある場合のみ損害賠償を行うと規定されており、不公平との意見がございました。そこで、損害賠償を含む設備保有者及び認定事業者双方の責任について契約で定める場

合には、当事者の一方が合理的理由なく著しく不利な取扱いを受けるものとならないようにするため、規定を追加したいというように考えているところでございます。

続きまして、2点目であります。附則第2条の見直し規定についてでございます。貸し手側からの意見としまして、実態調査に対応するにはマンパワーを要し、非常に大きな負担であり、共架申請処理の円滑な運用の支障となっているため、廃止すべきという意見がございました。また、本ガイドラインにつきましては、過年度の調査結果が安定的に推移しているところでございます。以上から、毎年4月1日に見直しを行うこととしていたガイドライン附則第2条を改正しまして、必要に応じ見直すということにしたいと考えております。

具体的な告示の改正案については、資料4 1-1-2の別添をごらんいただきたいと思っております。

説明のほうは以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があればご発言をいただきたいと思っておりますが、いかがでございましょう。

どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員　　今回のガイドラインの改正とは直接は関係ないわけですが、電柱について一言コメントをさせていただきたいと思っております。

今回改正するガイドラインは、NTTですとか電力会社の電柱の円滑な使用を可能にする、そして他の電気通信事業者にとっての競争環境を整備することによって光ファイバー等の整備を促進してきたと、そういうものだと理解をしております。一方で、無電柱化の推進法が成立して、今後については電柱の撤去だとか地中管路への置きかえがこれまで以上に推進されることになろうかと思っております。言うまでもなく、無電柱化の推進というのは、防災、安全、景観等の観点からは望ましいということでございますけれども、地中管路は電柱に比べて設備のコストが高くて、そして空きスペースも限定的であると、そういった側面がございます。したがって、無電柱化の進め方次第では、NTTですとか電力会社の電柱を借りて通信サービスを提供してきた電気通信事業者にとっては、サービスの継続や新規需要への対応が難しくなる可能性というのがあるのではないかと。

結論として、今申し上げた点を踏まえて、無電柱化の推進については電気通信事業者

の競争環境の確保、この点にも十分に留意をしながら進めていただきたいと、この点は意見として申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○山内部会長 ありがとうございます。

実はたまたま私、電柱の地中化の関係の委員会に出席しておりまして、私からも熊谷委員のご趣旨の点をその会議において発言したところでありまして、これは事務局においてもそれをご意見として賜っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、このガイドラインの改正につきましては、特に当部会の中で修正を要するというご意見はなかったということになりますので、つきましては、提出された意見に対する考え方（案）を当部会の考え方として了承し、答申書（案）、資料4 1 - 1 - 2のとおり答申することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの答申につきましては、総務省から、今後の行政上の対応についてご説明を伺えるとのことですので、よろしく願いいたします。

○古市電気通信事業部長 総務省総合通信基盤局電気通信事業部長の古市でございます。本日は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しにつきまして答申をいただき、まことにありがとうございました。本日の答申を受けまして、ガイドラインの一部改正を行い、電柱等の使用に係る関係者間の調整が円滑に進められるよう努めてまいりたいと存じます。

山内部会長をはじめ、電気通信事業政策部会の皆様方には、ご審議をいただき、ありがとうございます。今後とも、情報通信行政に対しましてご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

諮問事項

「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」

について

○山内副会长　それでは、続きまして、諮問第1226号「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」について、審議いたします。本件につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づき、当部会に付託されております。

それでは、総務省よりご説明をお願いいたします。

○大塚料金サービス課企画官　それでは、説明させていただきます。

お手元の資料41-2-1が諮問書でございますけれども、資料41-2-2の横長の資料、こちらに基づきまして、諮問の概要、背景、検討事項において事務局として考えております案について説明させていただきます。

資料41-2-2、1ページをお開きください。諮問の概要でございます。

まず、1.でございますけれども、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が設置する第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能、中継交換機能等、省令で定める機能に係る接続料算定に当たっては、後ほどご説明します長期増分費用方式と呼ばれる算定方式が適用されてございます。

3年前、情報通信審議会において審議をいただきました際、平成27年9月14日の答申におきまして、平成28年度から30年度までの3年間にわたる接続料算定の在り方について答申をいただきまして、これを受けて総務省において省令改正など必要な制度整備を行ったところでございます。

その後、固定電話網の移行につきまして、また別途、情報通信審議会において審議をいただいておりますけれども、平成29年3月28日の第一次答申の中におきまして、IP網への移行期間中におけるPSTN接続料算定の在り方について検討が必要であること、それから、接続料算定の対象とすべき設備、サービス、機能の範囲等について整理が必要であることについて提言をいただいたところでございます。

さらに昨年10月から本年7月にかけて、総務省において、「長期増分費用モデル研究会」を開催いたしまして、長期増分費用モデルの改訂を行ってございます。

以上を踏まえまして、今回、平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について、情報通信審議会に諮問させていただくものでございます。

事務局の希望といたしましては、来年の夏をめどに答申を頂戴できればと考えてござ

います。

次に、2ページでございます。こちらに長期増分費用方式、それから、それに基づく接続料算定の概要をまとめてございます。上段の青枠の中にございますとおり、長期増分費用方式は、事業者の非効率性を排除して接続料原価を算定するものでございまして、NTT東西の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を仮想的に算定するものでございます。

左にネットワークの構成図が描かれてございますけれども、長期増分費用方式を適用して接続料原価を算定する機能として省令で定められておりますのが、赤い破線で囲ってございます部分となっております。携帯電話等の事業者——これは模式図の一番上に掲げてございますけれども——がNTT東西と接続をする場合、接続の仕方につきまして選択肢がございまして、赤枠で①、②と囲ってございますけれども、①とあります、加入者により近い加入者交換局（GC局）で接続する形態と、それから、②とあります、中継交換局（IC局）というところで接続する形態がございまして、それぞれの接続料原価、通信量に応じて接続料が設定されているところでございます。

右の欄、中ほどにございます薄い青枠の中でございますが、これまで2年から3年に1度、費用算定のモデルの見直しを実施してございまして、次いで、モデルの適用方法や適用期間など接続料算定の在り方について決定し、省令改正など必要な制度整備を行ってきたものでございます。今回の諮問は、平成31年度以降の接続料について、その算定の在り方についてご検討をお願いするものでございます。

その下の薄い青枠でございますけれども、2年から3年にわたる接続料算定の在り方が決まって、制度整備が行われました後の毎年度の取り組みとしては、それぞれの需要等、必要な入力値の見直しを実施いたしまして、モデル、入力値により算定した接続料をNTT東西の接続約款の変更という形で認可をしていく流れになってございます。

この後、3ページ以降で、ご審議いただくに当たっての背景を紹介させていただきます。

1ページめくっていただきまして、4ページでございますが、こちらに各種電気通信サービスの契約数等の推移をまとめてございます。青い線をご覧いただければと思いますけれども、こちらが加入電話とISDNの契約者数でございまして、平成9年の時点で6,285万あったわけでございますが、こちらをピークにいたしまして、それ以降、

減少の傾向が継続しており、平成27年度におきましては2,500万強の水準まで落ち込んでいる姿になってございます。

1枚飛ばしまして、6ページをお開きいただければと存じます。こちらは通信量でございますけれども、音声の通信量のうち、発信のものを捉えたものでございます。左側が通信回数、右側が通信時間でございますけれども、こちらも同様に青線が加入電話とISDNを合わせたものでございまして、携帯電話の普及でありますとか、あるいはSNS等のコミュニケーション手段の多様化に伴いまして、毎年、ご覧のように減少している姿になってございます。

さらに1ページ飛ばしていただきまして、8ページでございますが、こちらは同じく通信量の話でございますけれども、今回ご審議いただきます接続料等との関係で、NTT東西の交換機を経由する通信量の推移をまとめたものでございます。同じく、左側が通信回数、右側が通信時間となっておりますけれども、2つ、棒グラフがございまして、青い方が先ほどご紹介しましたGC接続、赤い方がIC接続となっております。ご覧いただきますとおり、通信回数、通信時間も低減傾向になってございまして、GC接続、青い方をご覧いただきますと、通信回数につきましては平成28年度は前年と比べて12.0%の減、通信時間については12.9%の減という姿になってございます。

次に、9ページをお開きいただければと存じます。接続料原価の推移でございます。平成12年度以降、長期増分費用方式に基づいて算定した接続料原価の推移を表してございますけれども、これまで累次のモデルの改修、それから通信量の減少に伴う入力値の入れ替えがございまして、一貫して接続料原価が下がっている姿になってございます。直近でございますと、平成29年度が1,242億円となっております、前年と比べて6.9%の減という姿でございます。

続きまして、10ページをお開きいただければと思います。冒頭で、長期増分費用方式につきまして、NTT東西の実際のネットワークと同等規模のネットワークを現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の仮想的な算定と申しましたけれども、10ページのグラフは、実際に発生した費用と長期増分費用方式に基づき算定した接続料原価とを比較したものでございます。直近、平成28年度では、実際費用につきましては2,040億円という規模になってございますけれども、長期増分費用方式により算定した額は1,334億円となっております、700億円ほど抑え

られた水準で算定がなされてございます。

こうした通信量、費用の推移を踏まえまして、接続料の動向でございますけれども、12ページをお開きいただければと存じます。接続料につきましては、費用を通信量で除することによって算定されるものでございますけれども、通信量の減少割合が費用の減少割合を上回る形で推移してございまして、接続料は平成23年度を底にいたしまして上昇傾向にございます。具体的に申しますと、直近で、G C接続につきましては平成28年度の6.05円が平成29年度には6.38円へ、I C接続は同じく7.33円が7.68円という形で上昇傾向で推移してございます。

さらにおめくりいただきまして、13ページ、14ページに、今回ご審議いただくに当たりましての参考情報といたしまして、電話網移行のスケジュールについて情報を入れてございます。主要な移行工程をご紹介しますと、13ページの中ほどでございますけれども、Iと振られた箇所がございますが、2021年（平成33年）の初頭以降、これまでP S T Nを経由して他事業者と接続されてまいりましたひかり電話が、I Pによって接続されることになってまいります。また、Ⅲが2023年（平成35年）頃でございますけれども、2023年ごろには、他事業者発・固定電話着の通信について、順次、I Pルートによる切り替えが想定されているところでございます。これらの移行工程が、接続料の水準、それから算定の在り方に大きな影響を与えるものと見込まれてございまして、今般の接続料算定の在り方を検討いただくに当たってもご考慮いただく内容ではないかと考えてございます。

次に、16ページ以降で、検討いただく事項として事務局において考えております案をご説明させていただきたいと思っております。

17ページに一覧をまとめてございますけれども、長期増分費用方式の適用そのものについての議論、接続料算定に係るモデルについての議論、接続料算定に当たってのN T Sコストの扱い、これまで東西均一となっております接続料設定の扱い、接続料算定に当たって用いる通信量の入力値の扱い、新たな算定方式を適用すべき期間、それから、その他の事項とでございます。まず、19ページをお開きいただきたいと存じます。検討事項の1（1）でございます。加入者交換機等に係る接続料算定に当たりまして、平成12年度以降、長期増分費用方式が適用されてきたところでございますけれども、平成31年度以降の算定に当たって、引き続きこれを適用することが適当か、また、その適用範囲はどうあるべきかというものでございます。19ページの中ほど、論点のと

ころに記してございますけれども、I P 網への移行が進む中、P S T N の需要は減少を続けております。長期増分費用方式はこれまで非効率性の排除や透明性の確保等に貢献が認められてきたところでございますけれども、こうした変化の中にあつて、平成31年度以降の接続料算定に当たってもこれを適用することが適当かを確認いただくものになってございます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思ひます。検討事項の1(2)でございます。接続料算定に当たつて、長期増分費用方式を適用することになりました場合に、具体的にいかなるモデルをどのように適用するかという論点でございます。論点の欄の中ほど、2点目でございますけれども、I P 網への移行が進む中、通信量の減少等を背景に接続料は上昇傾向にありまして、この傾向は今後も続くことが見込まれる状況となっております。こうした環境にあつて、費用算定モデルの適用はどうあるべきか。また、後ほどご説明いたしますけれども、改良I Pモデルという費用算定モデルを適用する場合において、当該モデルで算定できない機能についてどのように扱うべきかといった点が論点になっていくのではないかと考えてございます。

次のページ、22ページをご覧くださいと思いますが、総務省において、昨年10月から今年7月にかけて、「長期増分費用モデル研究会」を開催いたしまして、こちらにございます有識者の先生方、それから事業者の方々に参加をいただいて、P S T N - L R I C、I P - L R I C という2つの費用算定モデルの見直しについて検討いただいてまいりました。

このモデルの見直しについて紹介させていただきます。1ページ飛びまして24ページでございますが、ネットワークの模式図でございます。左側がこれまでの交換機によるネットワーク構成を想定したP S T Nモデルでございます。順次改修されたこちらのモデルによって、これまで平成12年度から接続料が算定されてまいりました。今回、このモデル研究会で改修がなされたモデルは、第8次P S T Nモデルになります。右側でございますのが、左側のネットワークの交換機をルータに置きかえてI P化を図ったネットワーク構成でございます。こちらがI Pモデルでございます。今回の研究会においては、両モデルの改良について検討いただいたところでございます。

具体的に両モデルの改良、改修について説明させていただきます。P S T Nモデルの改良については、23ページに主なものを4点ほど掲げてございます。1つ目の電力設備等の耐用年数の見直しがコスト算定の点で最も大きな影響があるものでございまして、

内容をご説明いたしますと、従来モデルにおいては電力設備について法定耐用年数を耐用年数として用いてまいりました。今回の改修におきまして、実際の使用実態を踏まえまして、経済耐用年数を撤去法によって算定する方式へと見直してございます。そのほか、駐車スペースのコスト配賦方法の見直し、局舎に設置する電力設備の仕様の追加等々の見直しを行ってございまして、その結果、21ページの表の一番下でございます接続料原価の欄をご覧くださいいただければと思いますが、現行のPSTNモデルでは1,242億円と試算されておりました接続料原価が、新しいモデルでは1,182億円、大体4.8%ほど低く算定される姿になってございます。

一方、IPモデルの改良についてでございますけれども、こちらは25ページ、26ページにまとめてございます。まず、25ページでございますけれども、今回の改良において、ネットワークの構成において2つの大きな見直しというのを施してございます。ネットワーク図の右側が改修前の第7次モデル、左側が改修後の第8次モデルとなっておりますが、1点目は収容局のルータでございます。収容局というブロックの中ほどでございますけれども、これまでは音声サービスのみを収容する音声収容ルータというものを想定したモデルとなっておりますけれども、第8次の改良によりまして、データ系サービスとの設備共用による共用収容ルータというものを想定する形に見直しを行ってございます。それから、もう一つの改良といたしまして、収容局とコア局を結ぶ部分でございますけれども、こちらの伝送装置について、右側のこれまでのモデルにおきましてはPTNという形をとってございましたけれども、新しいモデルにおきましてはCWDMという波長分割多重技術を用いたPoint-to-Pointでの接続への見直しを行ってございます。

また、26ページにそのほかの見直し事項を記載してございまして、IPモデルにおける音声品質の確保の方法等を明らかにし、これをモデルに組み込むような改良を行ってございます。

一方で、IPモデルにつきましては、26ページの下段にございますとおり、まだいくつかの課題が残っていると考えてございまして、こういった留意事項も評価いただきながら、接続料算定に当たって長期増分費用方式を適用する場合に具体的にいかなるモデルを適用できるかについて検討いただければと考えてございます。

以上が検討事項の1でございます。

次に、検討事項の2でございますけれども、29ページをお開きいただければと存じ

ます。こちらにNTSコストの扱いについて課題を掲げてございますけれども、費用回収の考え方として、通信量ではなく、回線数に依存するNTSコストにつきましては、基本料の費用範囲の中で回収することが原則となっております。

ただ、こうしたNTSコストのうちの一部、31ページに模式図を入れてございますけれども、31ページのピンク色の部分が、き線点RTとGCとの間の伝送路のコストでございます。こちらについては、ユニバーサルサービス制度の補填対象額算定方式の見直しを受けまして、平成20年度以降、当分の間の措置として、接続料において回収することになってございます。

この取り扱いにつきまして、具体的な論点でございますけれども、PSTN接続料の上昇傾向等を踏まえ、また、ユニバーサルサービス制度見直しの動向や補填対象額の番号単価の推移等を踏まえまして、当該コストを接続料原価に含めることの是非につきましてご検討いただくことを考えておる次第でございます。

以上が検討事項の2でございまして、次は35ページをお開きいただければと存じます。検討事項の3でございまして、東西均一の接続料の扱いでございます。NTT東西につきましては、それぞれの会社に長期増分費用方式モデルを適用いたしまして接続料を算定いたしますと、35ページ中段の表にありますように、東西間で1.2倍程度の相違が生じます。

36ページ、37ページにこれまでの審議の内容を掲げてございます。これまでNTT東西は、異なる電気通信事業者でありますので、それぞれの原価に基づいて接続料を算定することが適当であるという考えを基本としながら、東西別の接続料を設定する場合の社会的な影響を考慮いたしまして、東西均一の接続料を採用することが適当であると判断をいただいているところでございます。

35ページに戻っていただきまして、今回の論点といたしましては、東西均一接続料について見直しが必要となるような要因があるのか、また、特にIP網への移行に伴って見直すべきポイント、考慮すべき事項があるのかといったことについて検討いただければと考えてございます。

次に、40ページ、検討事項の4でございます。接続料算定に当たって用いる通信量を予想するに当たりまして、可能な限り当該期間に近い直近のデータを用いることが望ましいという要請と、予測の信頼性を確保するという要請とが存在いたします。前回答申においては、前年度の通信量を用いる方法、前年度の下期と当年度の上期の通信量を

用いる方法、当年度の通信量を用いる方法の3つにつきまして、予測値と実績値の乖離、それから当年度通信量との乖離を比較いたしまして、結果として、前年度下期と当年度上期の通信量を合わせた形のデータを採用することが適当と判断いただいております。この取り扱いについて見直しを必要とする要因があるのか、これもIP網への移行等を踏まえて考慮すべき事項があるのかといったことについてご検討いただければと考えてございます。

次に、42ページでございますけれども、検討事項の5でございます。これまで申し上げました1から4までの検討事項等を踏まえまして、新たな算定方式を平成31年度以降、どれだけの期間、適用するのが適当であるかということにつきまして、こちらもIP網への移行等を踏まえて検討いただくことを考えてございます。

最後に、44ページでございますが、その他の事項でございます。こちらにつきまして、NGNの接続料との関係について掲げてございます。PSTNからIP網への移行が進む中、PSTNの接続料とNGNの接続料との関係の在り方について、必要に応じて検討いただきたいということで記載してございます。

以上、これらの事項を中心に検討いただきたいというところをご紹介させていただきました。

以上、諮問の概要、背景、検討事項案について説明させていただきました。事務局からは以上でございます。

○山内副会长　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等があればご発言願いますが、いかがでございましょう。

石戸委員、どうぞ。

○石戸委員　　これは、要は電気通信事業者同士の値決めの話ですよ。モデルの在り方は専門家の皆様ですすでにご議論されたものだと思いますので異論はないのですが、それでいいかどうかを判断するというのは事業者なのではないかなと思います。

ですので、提供側とそれを利用する側がどのように捉えているのかが気になりました。

また、これは移行期の話ですよ。移行が終わった後への影響が具体的にわかり、全体像が把握できると、これがどの部分の議論かが分かりやすいと思いました。

以上です。

○山内部会長 事務局、ご説明をお願いいたします。

○大塚料金サービス課企画官 ありがとうございます。石戸先生にご指摘いただきましたとおり、接続料につきましては、事業者間での支払いがなされる料金のご話でございまして、こちらをLRICという形、非常に複雑なモデルをつくりまして、一定のあるべき姿を適用させていただいていますのは、冒頭にご説明させていただきましたけれども、NTT東西がお持ちのこれらの設備について、そのままNTT東西の算定した形にするわけではなくて、非効率性であるとか情報の不透明性というものを排除するといった観点から、こういった複雑なモデルをつかって算定をさせていただく形をとっておるものでございます。事業者さんのご意見につきましては、今後議論いただく中で、必要に応じて、これまでと同様にヒアリング等の場を設けてお話を聞くことを考えてございます。

2点目の移行工程の話につきまして、先ほど概略を申し上げた次第でございすけれども、わかりにくい点もあったかと思ひます。13ページ、14ページが移行の話でございすが、14ページの、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの順に推移するわけでございすけれども、4つの工程の図を掲げてございす。今こちらで議論いただきたいと考えております接続料は、固定電話の接続料、つまり、それぞれのⅠからⅣのうち、左側にあります水色の部分の接続料の話でございす。これが今、Ⅰの前の工程にございまして、実は赤色のひかり電話のトラヒックがPSTNを経由する形につながってございす。ですので、今はひかり電話の通信がPSTNに影響する形でPSTNの接続料が算定されているわけでございすけれども、Ⅰの工程において、このトラヒックの流れが変わってくる姿になりまして、ここでまず1度目の影響が出てくるものでございす。それから、Ⅲの工程で、ⅠとⅢをお比べいただければと思ひすけれども、固定電話に着信する矢印の流れは、今までは青いネットワークの中で閉じていた形でございすけれども、これがIP網を経由して着信する姿になりまして、ここでまたトラヒックの流れが変わってきます。これは2023年度以降になりますけれども、今回、平成31年度以降の接続料算定の在り方について議論いただく際も、そこまでを射程としていただくかどうかは別としまして、こういった流れが将来にあることを踏まえまして議論いただければと考えておる次第でございす。

事務局からは以上です。

○山内部会長 よろしいですか。

○石戸委員　はい。

○山内部会長　ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますか。どうぞ、知野委員。

○知野委員　10ページの長期増分費用と実際費用の推移というのを見ていきますと、実際費用のほうが下回っていましたが、2009年を境に実際費用の方が上回るようになってきています。これは何かここで変化があったんでしょうかというのが1つ。あと、今回の問題は事業者間のお話だということだと、消費者にとって何か具体的にかかわってくる、消費者への影響が出てくるのはどのあたりだというふうにお考えでしょうか。

○山内部会長　事務局、どうぞ。

○大塚料金サービス課企画官　ありがとうございます。10ページに実際費用と長期増分費用方式に基づく費用とを比較させていただいておりますけれども、先生からご指摘いただきましたとおり、平成15年度から21年度につきましては実際費用が長期増分費用方式を下回る形、それ以降はこれを上回る形で推移してございます。この理由としましては、グラフの一番上に各期に適用されるモデルを示してございますけれども、2年あるいは3年をタームとしまして、コストを算定する方法を見直してございますけれども、こういう見直しの中でこういった設備をこういった形で算定していくかを見直してございまして、その結果としまして、長期増分費用方式の費用がこれまで下がってきて、実際費用を下回る水準で、今、推移しているということでございます。これが1点目でございます。

もう1点、利用者料金との関係をご質問いただきましたけれども、幾つかの論点が回り回って利用者の料金に関係してこようかと思っております。例えば、検討事項一覧は17ページに掲げてございますけれども、このうちの2.のNTSコストというものがございます。こちらにつきましては、先ほどご紹介いたしましたけれども、NTSコストの一部が接続料原価という形で今、回収がなされてございます。仮にこれが接続料原価にならなかった場合に、これが利用者料金に転嫁されるのか、あるいはそれぞれの回線ごとの接続料という形で一旦設定されて、それが回り回って利用者に転嫁される可能性があると考えてございまして、そういった可能性も踏まえて、このコストの負担の在り方を検討いただく必要があるのではなからうかと考えている次第でございます。

以上でございます。

○山内部会長　よろしゅうございますか。

- 藤野料金サービス課長　　ちょっとよろしいですか。
- 山内部会長　　どうぞ。
- 藤野料金サービス課長　　接続料は、NTT以外の事業者からすれば、サービスを提供する際に自らが費用として払うことになります。これが引き下げられますと、利用者への料金の引き下げの契機にもなり得るので、そういった事業者を含めた競争を円滑にするためにこの在り方をずっと検討しているということでございます。
- 山内部会長　　そのほか、いかがですか。
- 岡田委員、どうぞ。
- 岡田委員　　検討事項の1. から6. までなのですが、具体的なモデルの内容とか算定の方法等を述べた2. 以降の話はまだ十分把握していないので、ちょっとわからないのですが、1. にある基本的な考え方についてお尋ねします。
1. は、引き続き今後長期増分費用方式を用いることが適当か、その適用範囲はどうあるべきかということに関してですが、今後、IP網への移行を見越すと、長期増分費用方式の基本的な考え方はフォワード・ルッキングなので、将来の技術の向上であるとか、効率性向上の努力義務の見込みとか、そういうようなことを想定して、いわゆる現時点でのコストというものを算定基準にするのではなくて、将来の効率性の向上を見込んだコストに基づいて算定するという考え方に基づいているのであろうと思います。であるならば、2025年に大幅に今後の設備の構成が変わることが想定されるのであれば、素朴に考えれば、現行のまま延長して考えるのは適当ではないと思うのですが、3年ごとに見直していくということなので、まだ3年間持つといえば持つのですが、だからいいということでもなかろうと、やはりその先のスケジュールがもう固まっている以上は、そこまで見越して、長期増分費用方式の在り方自身を大幅に見直していくべき時期に近づきつつあるのではないかと、このように考えるのですが、どのように事務局として想定されているのか、お考えがあればお聞かせいただければと思います。
- 山内部会長　　事務局、お願いします。
- 大塚料金サービス課企画官　　ありがとうございます。今、岡田先生ご指摘いただきました、マイグレーションを見越して算定の在り方について考えていく必要があるというのは、まさに事務局としてもそれを考えておるところでございます。
- 一方で、今ご紹介させていただきました各工程につきましても、まだ具体的な設備、ネットワークの構成等々、不明なところも多々ございまして、実際にどういった形でコ

ストを算定できるのか、それを適用することができるのかというものと、将来を見越してどういう姿があるべきかというものの間のトレードオフといえますか、それらを両方勘案いたしまして、今回平成31年度から、どういう期間において、どういった算定方式をとっていくのが望ましいのかを総合的に議論いただくことになるのかなと考えておる次第でございます。

○山内部会長　　どうぞ。

○藤野料金サービス課長　　接続料の算定は、もともとというか、電話以外は今でもそうですけれども、ヒストリカルコスト、実際にかかったコストでやっているわけです。それだと非効率性が排除できないじゃないかという議論の中で、長期増分費用方式を電話のネットワークに導入したのが平成12年の法改正のときでした。そういった非効率性の排除をこれからも考えていくべきかどうかということで、LRICを適用するか、ヒストリカルを適用するかが一つの論点だと思います。

それから、先ほどご指摘いただきましたように、PSTNはこれからレガシー化していくもので、いずれIP化するのではないかと。おっしゃるとおりですので、モデルも今回、PSTNモデルとIPモデルの二通りつくっています。PSTNにIPモデルを適用して大丈夫か、このIPモデルがそもそも使えるものかは、検証が要るかと思えます。それと、そういう違うネットワークだというときに、これまでは、例えば長期増分費用方式を導入するときなどには経過期間を設ける等してきました。ですので、そういった現実との突合について、どれぐらい配慮する必要があるかということも論点になる可能性があると思います。そういったことを考えていただこうというのが今回の趣旨かと思えます。

あと、先ほどいただいた検討事項の2番以下の話ですけれども、2番と3番は、結局のところ、接続料の算定の、そういった意味の理念的な考え方に対する、ある種の妥協が行われているものです。これを今後も引き続きやっていいのかどうかを検討いただくのが2番と3番の議論かと思えます。あとの4番や5番は、実際のモデルと、それからいろいろ得られるデータに照らして、どういった算定の仕方がこの制度の趣旨に合っているか、あるいは現実的かをお考えいただこうということかと思えます。

ありがとうございます。

○山内部会長　　よろしいですか。ほかにいかがですか。

それでは、ほかにないようですので、本件につきましては、接続政策委員会において

ご検討いただき、その結果を報告していただいた上で当部会で審議をする、そして答申をまとめると、このようにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長　ありがとうございます。よろしければ、その旨決定することといたします。

閉　　会

○山内部会長　以上で、本日の議題は終了ということでございます。委員の皆様から何か特段のご発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何か。

○永利管理室長　特にございません。

○山内部会長　それでは、本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ご協力どうもありがとうございました。